

保護者の皆様へ よりよい就学先決定に向けて

県教育庁特別支援教育課

■ 早期からの相談が大切です ■

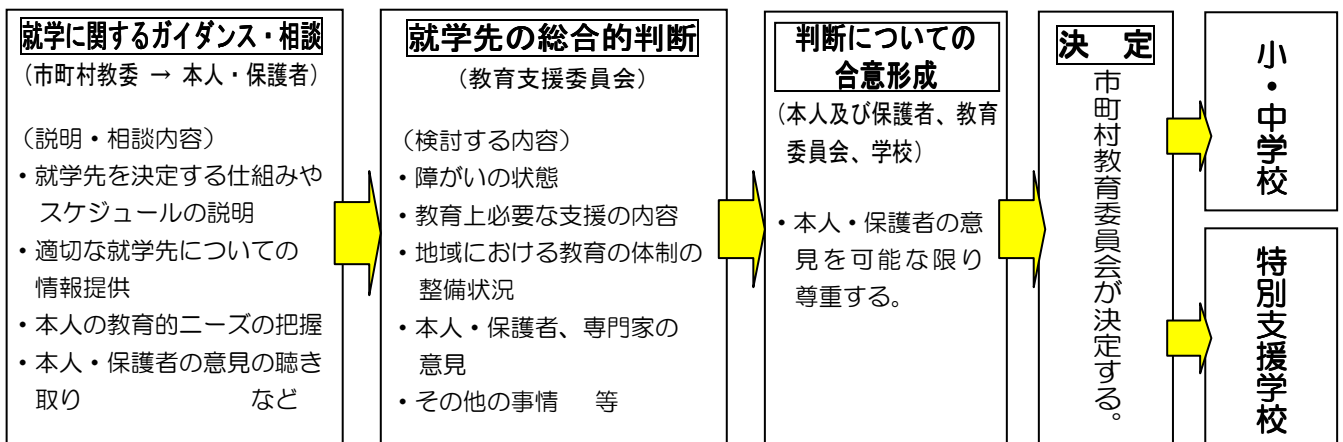
- 平成 25 年 9 月、学校教育法施行令の一部改正により、それまで特別支援学校に就学することが適当とされた（学校教育法施行令第 22 条の 3 に示された障がいの程度に該当する）お子さんでも、障がいの状態、必要な支援の内容、地域の学校の環境、お子さんや保護者の方の意見等を踏まえ、十分な教育を受けることができる学びの場として、小・中学校に就学するのか、特別支援学校に就学するのかを総合的に判断して決定することになりました。
- 本人・保護者及び就学する学校と合意形成を図り、最終的に就学する学校を決定するのは、お住まいの市町村教育委員会になります。就学に不安や心配をお持ちの場合は、就学の前年度といわず、早い段階から市町村教育委員会に相談してください。十分な話し合いが、子どもの持てる力を最大限に伸ばすことのできる就学先の決定につながります。

■ 就学先決定までのスケジュール ■

就学先決定にあたっては、事前に市町村教育委員会が、本人・保護者への十分な情報提供（ガイドランス）と意見聴取、「教育支援委員会」*等を開催しての専門家の意見聴取を行います。

それらの情報をもとに、本人・保護者、学校との合意形成を図ったうえで、最終的に市町村教育委員会が就学先（小・中学校又は特別支援学校）を決定します。

おおまかなスケジュールは以下のようになります。ガイドランスや相談は早い段階から対応できます。市町村教育委員会では、保健・福祉部局等と連携して早期から相談を開始できるよう努めていますが、保護者の方からも市町村教育委員会へ早めのご相談をお願いします。



※「教育支援委員会」…就学先の審議・判断のために市町村教育委員会が組織する専門機関

学校は、お子さんが十分な教育を受け、持てる力を高めていく場です。就学を検討する際には、充実した学習活動の中で、達成感を持ちながら「生きる力」を身に付けていくために、お子さんにとって必要な支援は何か、その支援が提供できる就学先はどこかについて、本人及び保護者、市町村教育委員会、学校が十分に話し合い、合意形成していくことがとても大切になります。